

第1回

御坊市介護保険事業計画策定委員会

- 資料
1. 介護保険事業計画とは
 2. 第8期計画の総括について
 3. 第9期計画について

令和5年7月26日(水)
御坊市介護福祉課

1. 介護保険事業計画とは

介護保険制度における国、都道府県、市町村の役割

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度として、2000年にスタート。国、都道府県等が役割に応じて、保険者である市町村を重層的に支える仕組み。介護保険事業が円滑に実施されるよう、国は基本指針を定め、都道府県、市町村は、それぞれ3年を1期とする計画を策定しなければならない。

国	市町村	都道府県
基本指針 (介護保険法第116条)	介護保険事業計画 (介護保険法第117条)	介護保険事業支援計画 (介護保険法第118条)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める。 *市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活圏域の設定 ● 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み ● 各年度における地域支援事業の量の見込み ● 介護予防・重度化防止・介護給付の適正化への取組及び目標 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉圏域の設定 ● 市町村の推計を基に、介護サービス量の見込み ● 市町村が行う介護予防・重度化防止・介護給付の適正化への取組への支援及び目標

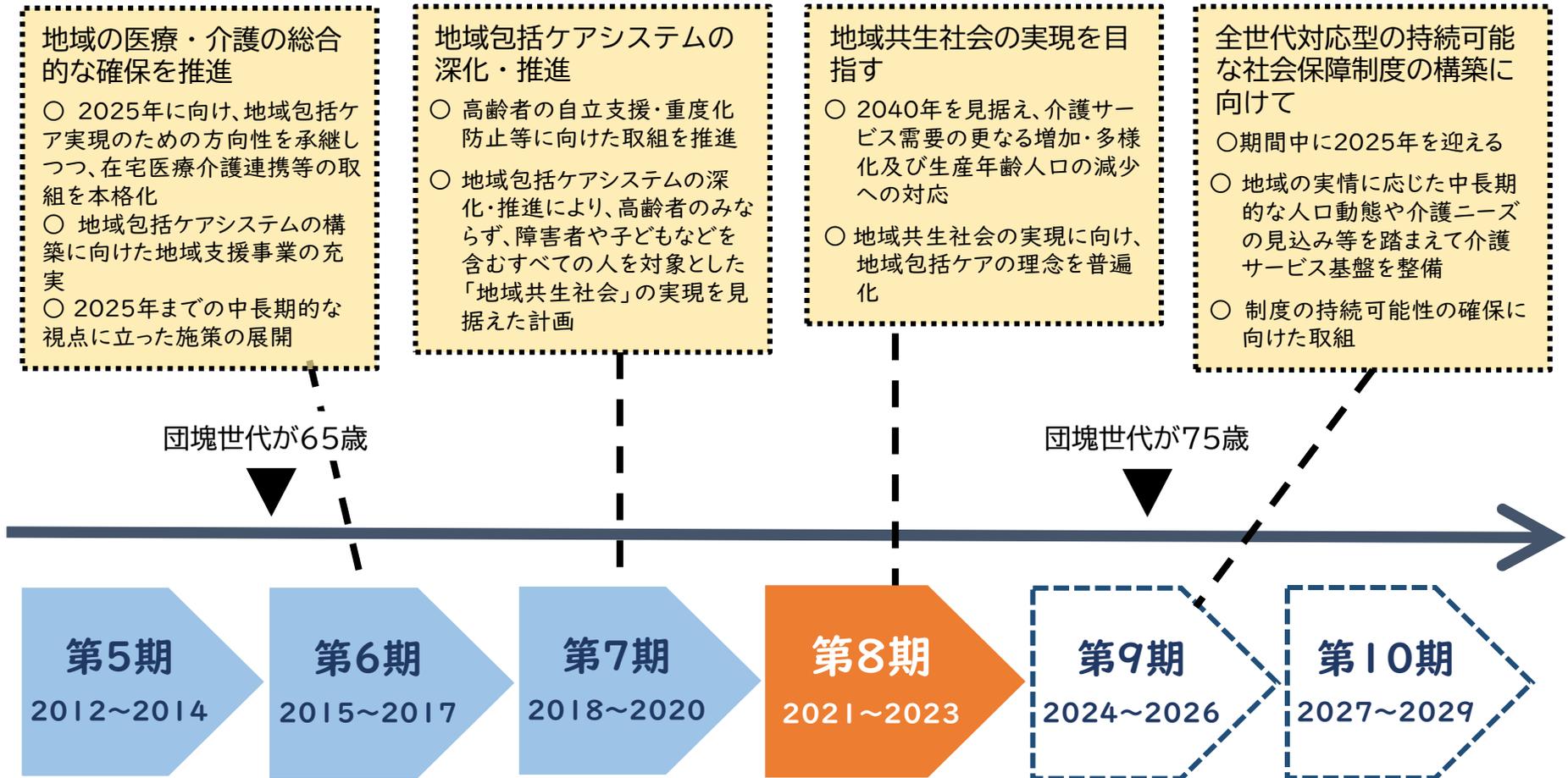


地域の目指すべき姿を実現するための目標及び施策
 保険料の設定



効果的な基盤整備

介護保険制度の改正の経緯



2015年：団塊の世代が65歳以上となる。2025年：団塊の世代が75歳以上となる。2040年：団塊ジュニア世代が65歳以上となる。

2. 第8期計画の総括について

第8期計画の基本理念と重点課題

基本理念

私が創る私のまち『ごぼう』

1. **誰もがいきいきと活躍できるまちごぼう**
人口減少・少子高齢化の時代にあったまちづくりをしていくためには、年齢や障害等の有無にかかわらず、すべての市民が活躍できる地域づくりを目指します。
2. **いつまでも住み続けたいまちごぼう**
誰もが活躍できるには、どの世代にとっても健康であることと、住んでいる地域の暮らしの利便性の向上(住みやすくなる)が不可欠です。そのために、地域の課題を若い世代とも共有し、利便性を高めるために一緒に考える地域づくりを目指します。
3. **一人ひとりが大切にされるまちごぼう**
一人ひとりの思いや願いは異なります。だからこそ、障害や認知症のあるなしにかかわらず、「迷惑かけて申し訳ない」と思わずに済むよう、一人ひとりの思いを聴くことを目指します。

5つの重点課題

1. **認知症の人のよりよい暮らしと活躍**
認知症になってもその人らしく活躍できる、関係づくりや環境づくりを目指します。
2. **健康づくり**
自分らしく活躍し続けるために、心身の健康づくりに取り組める環境づくりを目指します。
3. **暮らしの利便性向上**
住み慣れた御坊に住み続けられるように、普段の生活での不便や困りごとを減らし、暮らしの利便性を高めることを目指します。
4. **介護人材確保と多職種連携**
どこに住んでもいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができるように、仕組みづくりとそれらを維持できる介護人材の確保と定着を目指します。
5. **地域連携ネットワークによる権利擁護の推進**
誰もが権利が守られ被害等にもあわないよう、権利擁護のための意識づくりと仕組みづくりを目指します。

第8期の総括

重点課題

1. 認知症の人のよりよい暮らしと活躍_____ 8
2. 健康づくり_____ 22
3. 暮らしの利便性向上_____ 27
4. 介護人材確保と多職種連携_____ 36
5. 地域連携ネットワークによる権利擁護の推進_____ 39

指針1 認知症・認知症の人への先入観の払拭



実施状況

- 認知症になっても、自分らしく活躍している「あがらの総活躍希望大使」が、関係機関の協働により発信することで、「認知症の人自身が持つ先入観の払拭」につながっている。
- 認知症及び認知症の人について正しく理解していくために、認知症の本人を起点とした「ごぼう総活躍のまち講座」を開催している。
- 認知症の本人が気づいたことや、希望を発信できる機会である「ごぼう本人サミット」、「ごぼうホッとサロン」は、コロナの感染拡大の影響で、中止、縮小開催となった。

課題

- 令和3年度～令和4年度はコロナの感染拡大の影響を受け取組を自粛せざるを得なかったが、日常的な言葉に耳を傾け、先入観の払拭に向けて取組を推進していく。

あがらの総活躍希望大使

大使の経験や得意なことを活かして、様々な活動につなげている。

【厚生労働省「認知症の人からのメッセージ」動画に協力】



厚生労働省の令和3年度希望大使の活動の取材を受け、「認知症の人からのメッセージ」として、厚生労働省のホームページにアップされている。(令和4年3月23日公開)

【全国の希望大使との交流会へ参加】



【議会事務局の依頼で議場の名札づくり】



ごぼう総活躍のまち講座

- 幅広い世代に認知症及び認知症の人への理解をひろげる啓発活動として実施

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(6月末現在)
回数・人数	9回(延べ240人)	11回(延べ251人)	3回(延べ48人)
対象	市民大学、市内小・中学校、日高看護専門学校、母子寡婦福祉連合会他		

- 今後さらに、地域住民、企業・商店、医療・介護関係者等、受講者の幅を広げ、認知症の人と一緒に地域づくりを考える機会にしていく。

認知症の人が気づいたことを言える環境づくり

- 「ごぼうホッとサロン」開催

【ごぼうホッとサロンの様子】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (6月末現在)
回数	2回	4回	2回
参加者 (延べ人数)	32名	36名	36名



- 「ごぼう本人サミット」

企画したが、コロナ感染拡大の影響を受け開催できなかった。今年度は開催準備を進めるとともに、本人が気軽に声を出せる機会や場を増やしていく。

認知症の人の日常的な声に耳を傾け、その声を活かす

- 当事者の何気ない本音をデータとして記録し、施策に活かすべく市として蓄積している。
- 介護サービス事業所では、本人の声を共有するための記録を残し、職員間で共有しているところもある。
- 今後、介護現場及び施策担当が連携し、蓄積した本人の声の活かし方をより具体化していく必要がある。

この家はわかる。この店もわかる。
ここがどこなのかもわかる。
でも、この先に自宅があるかどうか、
不安で仕方がない。

家族会は介護自慢ばかり。
それ、本人が聞いたらショックだよ。
みんなも言われる立場になって
みたらそう思わない？
介護自慢聞いた家族は、今後の
不安ばかり増大すると思うよ。

居場所は自分で作りたい。
作られた”居場所”に来てっ
て言われても、行きたくない。

子どもたちと話してたら、
元気もらえるわ。みんな
色々と考えてて感心した！
私も頑張らな！

私は自由に生きたいの。
プールで泳ぎたいし、
好きなときに本読みたい。
一人になりたいときもある。

1

指針2 認知症の人を起点とした地域協働による「よりよい暮らし」の実現



実施状況

- 認知症の人の声や思いを起点にした居場所づくりを生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等を中心に地域包括支援センターも協働しながら進めている。また、居場所づくりは、認知症の人が持っている力の発揮と新たな挑戦の機会づくりを併せて進めている。
- 認知症の人の家族や周囲の人が前向きになれる関わりを推進している。

課題

- 令和3年度～令和4年度はコロナの感染拡大の影響を受け取組を自粛せざるを得なかったが、持っている力を発揮しながら新たな挑戦の機会となる居場所づくりを更に推進していく。
- 認知症の人の家族や周囲の人が前向きになれる関わりが推進できるよう、認知症の人が希望を持って暮らせる姿を積極的に発信していく。

認知症の人の声を起点にした居場所づくり

認知症の人が持っている力の発揮と新たな挑戦の機会づくり

認知症の人の家族や周囲の人が前向きになれる関わり

- 認知症の人がある1つの場所に繋がることで、さらに他の居場所に繋がり、馴染みの関係が広がっている。
- 認知症ではない人が認知症の人に出会うことで、住民同士の気づかみや支え合いが生まれている。
- 生活支援コーディネーターと在宅介護支援センターの連携がスムーズになり、地域情報の共有や地域資源の発掘・活用、新たな資源づくりに繋がっている。
- 認知症になって外出の機会が制限されていた人も、コーディネート機能の発揮により「本人のやりたいこと」の実現に繋がっている。
- 生活支援コーディネーターが関わる際は、家族等が困りごとを抱え込んでしまわないよう、相談窓口や地域資源等の情報提供に努めている。
- 持っている力の発揮や新たなことに挑戦していく中で、本人が生き生きと元気になっていくと、認知症の人の家族や周囲の人の認知症観に変化が起きることも多く、生きがいや活躍の機会を大切にできるようになっている。



認知症の人の声を起点にした居場所づくり

認知症の人が持っている力の発揮と
新たな挑戦の機会づくり



干し柿プロジェクト

一人暮らしのTさん。物忘れや感情の起伏が激しくなり、娘さんが心配して訪問介護、デイサービスや宅配弁当を勧めるが拒否される。ケアマネジャーは本人に楽しい時間を過ごしてもらいたい…と本人の「私は昔から柿が大好き。干し柿食べたい！作りたい」の言葉をきっかけに干し柿づくりに取り組んだ。

①

柿の収穫

柿は近所の馴染みのあるKさん宅に沢山なっていた。障害があり、在宅でサービスを利用しながらひとり暮らしのKさんの協力で柿を収穫。「上の方は少し残さなあかんよ。鳥の餌が無くなったらあかん！」と、やさしい助言。

②

干し柿づくりから 広がる輪

デイサービスの友達・塩屋地区の友人・Kさん・デイの職員・博愛園職員、計10人参加。Tさんの家は商店をしていた為、玄関先が広く、近所の人たちが立ち寄れる環境。小学生や近所の人たちが、「何してるん？」とのぞきにきてくれた。

③

皮むきしながら、 弾む井戸端会議

昔を思い出しながら、いろんな話が飛び出し、笑い声が止まらないまま時間が流れた。



④

Tさんに変化

干し柿づくりの後、事業所への不安を訴える電話は減り、休みがちだったデイサービスに通うようになり、笑顔を取り戻した！



認知症の人の声を起点にした居場所づくり

【ドリーム農園】藤田地区



- ・ 認知症の人やデイサービス利用者、幼稚園児等、地域の人たちとの交流の場となっている。
- ・ 野菜はフードバンクへも提供し、こども食堂でも活用されている。
- ・ 人と接することが苦手な方は、毎朝水まきなどで陰ながら農園活動を支えてくれている。

【すみれ彩園】湯川地区



- ・ ドリーム農園を参考に共同農園の一角を借りて始めた。
- ・ 他の農園利用者との交流も生まれ始めている。

認知症の人が持っている力の発揮と新たな挑戦の機会づくり

【市役所の公用車のブレーキランプを修理】



- ・ 介護福祉課の公用車が、ブレーキランプの電球切れのため乗車できない状態。
- ・ グループホームに入居する男性が元バスの整備士であったことから修理を依頼。
- ・ 最初は「できないんじゃないか」とあきらめかけていたが、男性はドライバーを持つと、慣れた手つきで電球を交換。
- ・ 言葉も出にくい状況ではあるが、長年培ってきた技術は顕在していることを改めて認識した。



1

指針3 認知症の人にとっての暮らしやすさの向上(さまざまなバリアの解消)



実施状況

- 認知症の有無に関わらず、フライングエイトやデイケアサロンなど集いの場では、開催日を忘れないように電話を入れる、ゲームの順を間違えないように声をかけるなど、ちょっとしたサポートが本人と地域住民が出会う機会や場を通して始まっている。
- 認知症の人が感じるバリアがどこにあるのか本人の声から発見し、安心して外出するための検討を本人の思い・願いを基に、継続的に行っている。



課題

- 認知症の人が感じているさまざまなバリアを周囲が意識していくことから始まるので、本人と地域住民が出会う機会や場を増やしていく必要がある。
- ゴミ出しなどはニーズが高いことから、ちょいサポしやすい仕組みづくりやサポートできる人を増やしていくことが課題である。

認知症の人の視点でバリアを知る

- 専門職も認知症の人への先入観から「無理」と思い込み、あえて本人に聞かないことも多く、専門職の思い込みがバリアになっていることもあった。

バリア解消の事例

①博愛歯科だけは行ける！

- ・ 一人暮らしのSさんの受診は娘さんが送迎していた。
- ・ 以前は受診にバスを利用していたが混乱することが増え、現在は利用していない。
- ・ 歯科受診の必要があり、Sさんが「博愛歯科だけは一人で行ける！」と断言するが、ケアマネジャーは無理だと思った。

②南行のバスに乗ればいい！（本人なりの行き方）

- ㊦ 学生がたくさん乗るバスに乗れば、『次降ります』ボタンを押さなくても、みんな一斉に降りるから一緒に降りればいい。
- ㊦ あの子ら、携帯持ってゆっくり歩く子もいてるし、信号変わったら一緒について国道を渡ればいい。
- ㊦ 帰りのバスは、よう分からんから、タクシー呼んでもらうよ。



ケアマネジャーが気づいた「専門職の思い込みがバリアだった」

バスが利用できるか心配でバス停で待っていると、満面の笑みで高専生のセンターを位置取ってバスを降りてきた。「混雑しているバスは、認知症の方はきっと混乱してしまうだろう」という私の先入観が払拭された。学生は何もしていないが、本人にとって強い味方がたくさん乗っているバスだった。

1

指針4 地域ぐるみの暮らしの支え合いの質の確保と向上



実施状況

- 認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らせる地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組んでいる。本人本位の認知症ケアの価値観を共有していくため、現状把握を目的にアンケート調査を実施した。調査結果をもとに、介護事業所等管理者向けの研修を実施した。
- 多様な職種や立場の方々と本人本位の認知症ケアについて学んでいくため、御坊市版認知症ケア基礎研修(令和3年度から無資格従事者に受講が義務づけられた)作成に向けて、アンケート結果をもとにカリキュラムを検討した。

課題

- 認知症ケアの見方や考え方が異なる中、多様な職種や立場の方々学ぶ機会や価値を共有できる場を増やしていく必要がある。

指針5 アクションプラン実施のための フォーメーションづくり



実施状況

- 介護・医療・福祉・行政等多職種で行う認知症コーディネーター会議では毎月各事業所の取り組みを共有し、さまざまな課題について検討している。
- 生活支援コーディネーターは毎月会議を開催し、互いの活動により発見・発掘した地域資源や事例を共有している。
- 年1回認知症施策庁内連携会議を開催し、認知症の人の生活課題について話し合い、検討を重ねている。また、ICTを活用し常時連携を図っている。

課題

- コーディネーター会議は定例会に加え、常時、シームレスに情報共有が迅速にできるよう、ICTやSNSを活用した連携体制を構築していく。
- 市民や様々な立場の人たちと共同・連携して取り組んでいけるよう、多様なメンバーによるミーティングを開催していく。
- 御坊市認知症施策推進庁内連携会議において、全庁ワンチームでよりよい行政サービスに向けて取り組みを継続していく。

指針6 市民にわかりやすい情報発信



実施状況

- さまざまな取組が多く、市民に行き渡るよう、市の広報紙や市のホームページ等、多様な媒体を用いて積極的に発信している。
- 動画や写真など視覚的な情報を活用して、情報をわかりやすく伝えるよう心がけている。
- 従来の集合型にとらわれない、オンライン会議システム等を活用した「ごぼう総活躍のまちづくり講座」を展開している。

課題

- デジタル化が進む中、SNSやインターネットを利用しない人に対しても、広く情報を提供できるよう、市民にわかりやすい情報発信の必要がある。



1 指針7 柔軟な評価と実践



実施状況

- 認知症の人にとって暮らしやすいまちになっているのか、当事者から尋ねる機会や場を十分設けられていない。
- 介護スタッフ、病院スタッフ等多職種が参加しているコーディネーター会議で本人の声を共有し、集約している。

課題

- 認知症の人にとって暮らしやすいまちになっているかについて、聞く機会や場を常に意識して呟きを収集し、協議会で評価していく。

計画の評価と実践の目的

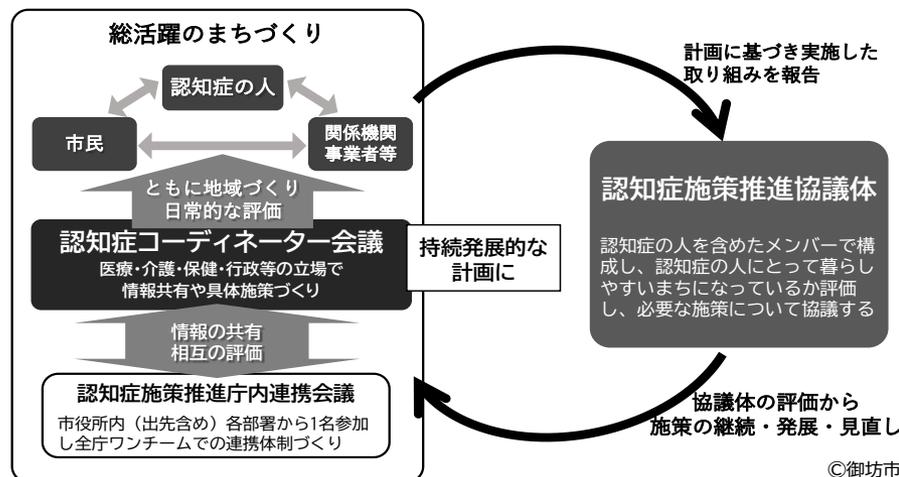
数値目標や事業実績が評価の対象？

認知症の人、市民の誰にとっても暮らしやすいまちになっているか

「認知症の人の視点」で評価をすることが重要

©御坊市

計画の実践・評価イメージ



©御坊市

(1)いきいき百歳体操の普及啓発



実施状況

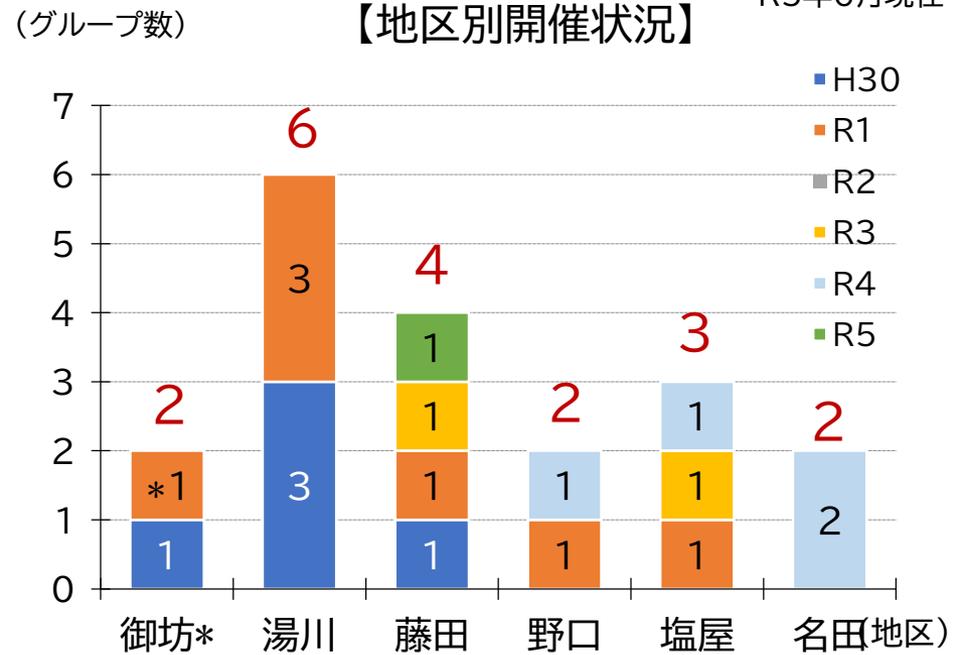
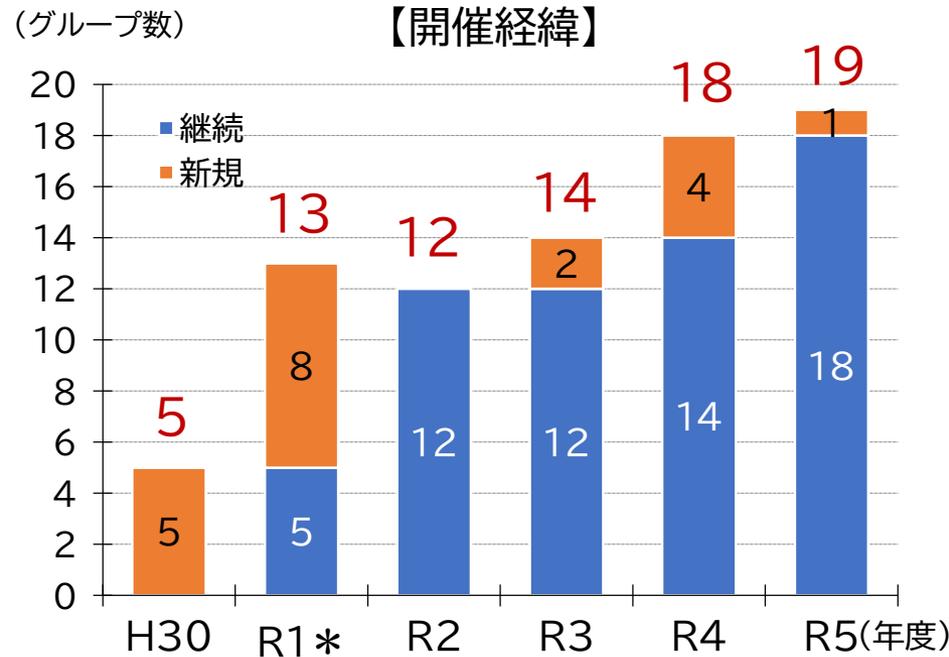
- 平成30年度から開始、令和5年6月末現在、19か所で開催。令和4年度から5か所増加。コロナ禍で休止した時期もあったが、すべてのグループで継続できている。
- 初回開催時及び1クール終了時に理学療法士、保健師が同行し、実施方法や成果の評価など指導している。
- 既存グループにおいては、主体的な活動が定着し、グループ内で相互の見守り関係が構築できている。
- 健康チェックと併せた体験会を開催し、周知の機会づくりに取り組んだ。

課題

- 個々へのアプローチとして、中断者のフォローや要因分析ができていない。
- グループの立ち上げが重なると、立ち上げ支援や体力測定時の体制構築が課題 ⇒ 住民サポーター、在宅介護支援センター職員、SC等の支援力強化
- 参加者のモチベーション維持・向上策

2-(1)いきいき百歳体操の実際

R5年6月現在



*R1年度に新規で1か所始まったが、年度内に休止となり1となる。

地区の集会場で開催



たまには公園で開催



集会場がなく自宅を会場に開催



いきいき百歳体操マップ

2-(1)いきいき百歳体操の実際

入魂式

スタートするときマップに
いきいき印 **い** を書き込む!

むつみ会(藤田)



いきいきひまわり(祓井戸)



笑健クラブ(野口)



(2)ステキ体操GO！GO！GOBOの普及啓発



実施状況

- 市のイベント、健康教室、健康ウォーキング、地域の自主グループの活動において普及啓発を実施、DVD・CDを配布している。
- 市民全体の運動習慣の向上を目的に、健康福祉課・生涯学習課・商工振興課等と健康づくり作戦会議を開催し連携体制を構築(令和4年度4回開催)
- まずは、市役所職員の健康づくりについて協議している。

課題

- 教育機関・企業等への啓発活動、PR活動に再度力を入れる。
 - ・動画作成等(実際の場면을リレー方式で映像化する等)
 - ・ステキ体操GO！GO！GOBO コンテストの開催 等
- 市役所職員全員が行えるようにする。
→世代を超えて親しんでもらえる体操を目指す。



(3) 自律支援サポート会議の実施

実施状況

- 個人宅を訪問して開催するため、感染状況を見ながら徐々に再開している。
- 開催のタイミングは、地域包括支援センターから主導している。
- ICTを活用したオンライン開催の環境を整備した。(活用実績なし)
- 生活支援コーディネーターが参加することで、地域資源の活用検討に繋がりがやすくなった。
- 理学療法士を直接採用したことにより、スムーズな開催に繋がっている。

課題

- 新たな専門職(薬剤師、栄養士、歯科衛生士など)との関係づくりが必要。
- 短期集中サービスの利用開始に伴う会議開催をルール化する。
- 介護支援専門員への周知を図り、自立支援の動機づけとしても活用する。
- 目標達成に向けた動機付け、経過の把握、評価方法等

(1)生活支援コーディネーターの配置



実施状況

- 社会福祉協議会及び全ての在宅介護支援センターに生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員・SC)を配置し、体制基盤を整えることができた。
- SCの活動内容及び成果に関する全体報告会を開催した。
- 地域資源の把握とネットワークの構築に重点的に取り組んだ。

課題

- 個々の生活課題の解決に向けた活動への取組。
- 個別課題から、地域の課題の抽出、地域資源の充実に取り組んでいく。
- 地域課題を共有し、目標を明確にする。

1

住民と どうつながるか？

- まずは担当地区を歩いて地域や資源を知る！
- 地域の人に出会い、資源や気づいていることを教えてもらう！

「まちあるき」を実施

2

得た資源・情報を どう役立てるか？

- 関係者で情報共有・収集し情報を増やす！
報告会を開催
- 地域の人に出会い、資源や気づいていることを教えてもらう！
地域福祉懇談会を開催

3

地域のニーズを 顕在化 していくには？

- 把握した資源を共有し、知っている資源を教えてもらう！
- 地域で気になる人や物事について話し合う！

地域福祉懇談会を
各地区で開催

①「まちあるき」で情報収集

御坊地区

- 商店街を解散しようか、という話が上がっている。
- 民生委員さんがまちの歴史をよく知っているからつながりを持った方がいい。



3-(1)生活支援コーディネーターの配置

湯川地区

- 近くにスーパーができ、店の利用者は減り、人間関係は希薄になっている。近所に気になる人がいる。
- 産院の育児サークルでは芋ほり、そうめん流しも。



野口地区

- お墓参りに同じ時間に来て談笑するコミュニティがあり、コロナ禍で気遣いながら交流している。
- 野口会館では障害のある人もサロンに参加。



塩屋地区

- 高台の小屋には朝6時半から数人集まって談笑。
- 理髪店にお客さんが集めたフィギュアが並び、散髪しなくても談笑場所になっている。



②「報告会」で情報共有と情報収集



●この道の角の家に近所の人がよく集まっている

●この家の蔵に沢山昔のものが置いてあって…

③「地域福祉懇談会」で民生委員のみなさんと情報共有・話し合い



●ここに地区の歴史を子どもたちに伝えたい方がいるよ

●歯医者が少ないから歯の悪い人が多いのかな

(2)日常生活圏域毎の地域福祉懇談会の 継続実施



実施状況

- 令和3年度の開催は3回、令和4年度はコロナ禍で1回にとどまった。
- 日常生活圏域ニーズ調査結果を地域ごとに分析し、各地域の特色を紹介した。
- 令和5年度は、全地区で開催を予定している。
- 継続的な開催により「顔の見える関係」が構築でき、相互の連携が強化できている。

課題

- 地域の課題(困りごと)を共有し、地域ケア推進会議への提案に繋げる仕組みを構築する。
- 困りごとだけでなく、地域で役立つ、楽しみにつながる情報も共有できればSCの活動にもつながる。

(3)事業所と住民との協働による地域づくり
への支援

実施状況

- ドリーム農園、すみれ彩園など、コロナ禍においても創意工夫し、住民との協働による地域づくりがすすめられている。
- 地域密着型サービス事業所での運営推進会議は、コロナ禍を理由に休止や書面開催となる事業所が多くなった。
- そのような中でも、オンラインの活用や、密を避けるため会場を複数に分けるなど、運営推進会議の開催に取り組んだ事業所もあった。

課題

- 防災対策も絡めた、地域づくりの推進。
- 地域住民とともに、防災訓練等に参加することで、互いに助け合える関係性を構築する。(災害発生時には、避難場所や備蓄品を提供できる。)
- 地域密着型サービス事業所等による地域貢献を拡充する。

ドリーム農園(元利用者さんの畑から)

朝から
水まきで協力



みんなで収穫を
楽しむ!

しっかり
踏ん張って
収穫



すみれ彩園(共同農園から)

植えつけ



収穫した
野菜で
ランチ会

(4)地域密着型サービスの整備と利用しやすい 制度整備



実施状況

- 第8期計画の小規模多機能型居宅介護事業所の整備(御坊圏域)は、事業者の都合により中止。
- 施設、短期入所利用者の居住費、食費の軽減制度の見直しを受けて、グループホームの家賃等軽減事業の条件見直しを実施した。
- 軽減事業は縮小したものの、3カ所のグループホームはいずれも待機者がいる状況で、事業運営は安定的。

課題

- 在宅介護の支援体制拡充に向け、小規模多機能または看護多機能型居宅介護事業所を御坊圏域に整備する必要があるのではないか。
- 入居期間の長期化に伴い、入居者が重度化し、医療ニーズへの対応が必要となるなど、実態が特別養護老人ホームに近づいていかないか。

(5)移動に関する支援方法の検討



実施状況

- 令和3年度に福祉タクシー事業を見直し、バスや紀州鉄道でも利用できる外出支援事業を開始した。(80歳以上、非課税世帯の高齢者)
- 市民の声を受け、令和4年度に対象者の範囲を拡大した。(80歳→75歳)
- 移動の目的は、通院・買い物が中心。訪問診療は浸透していないが、移動スーパーは広まりつつある。

課題

- タクシーが利用したいときに利用できないという声(運転手不足)
- 圏域での課題であり、周辺の町や県も含めた取組が必要と考える。

(1) 介護人材確保への取り組み



実施状況

- 令和2年度に発足した「御坊・日高介護人材確保推進プロジェクトチーム」により、圏域一体となって人材確保策に取り組む体制を構築している。
- 令和4年度に御坊・日高圏域介護人材確保に関する事業所と職員の実態調査を実施し、現状把握と課題の整理を行った。

課題

- 調査結果を踏まえ、各事業所の地元地域へのアプローチや未経験者層の発掘など参入促進に取り組む。
- 新たな人材を受け入れる準備として、業務棚卸、物品整理、職場の導線見直し等、働きやすい職場への改善が必要。
(参考: 令和5年度中に全ての事業所でBCPの作成が必要)
- 現在、プロジェクトチームに加入していない日高圏域内の町への働きかけ。

(2)多元的な多職種連携の推進



実施状況

- コロナ禍で「フレンズつながり」(日高御坊地域医療福祉情報ネットワーク)の活動が停滞した。
- 情報交換や多職種間の交流の場として、オンライン交流会を開催。
- 研修が受けられて、横のつながりが持てるフレンズつながりは参加を希望する方が多い。

課題

- コロナ禍で停滞した介護サービス事業者連絡協議会の活動を活性化する。
- 「フレンズつながり」における研修会や交流会の開催。



(3)障害者ケアと高齢者ケアとのサービス調整会議



実施状況

- 8050ケースなど重層的支援が必要なケースは増加しているが、サービス調整会議の定期的な開催につながっていなかった。
- 令和5年度は3か月に1回開催し、連携の方向性、ケースの共有により適切な支援につなげる。

課題

- 8050ケースに限らず、ひとり親家庭、ヤングケアラー、ひきこもりなど重層的支援が必要なケースが多くなっている。
- 福祉部局に限らず、教育委員会など関係各課との情報共有及び連携が必須であり、必要なときに連携を取ることができる体制づくりに取り組む。

地域連携ネットワークによる権利擁護の推進

検討・調整中

実施中

継続

5

- (1) 権利擁護に関わる制度や事業の適正な活用の促進
- (2) 消費者被害の予防と早期発見



実施状況

- 権利擁護推進協議会を設置し、地域連携ネットワークを構築している。
- 金融機関等関係機関とのつながりができ、協力体制が構築できた。
- 地域包括支援センターが、中核機関として権利擁護に関する広報、相談、利用促進に取り組んでいる。
- 成年後見制度の利用が必要な状況にあるにも関わらず、本人、家族等が申し立てを行うことが困難な場合は、市長申立を行っている。
- 権利擁護推進協議会が、消費者安全確保地域協議会の役割も担うことで、消費生活相談窓口、商工振興課との連携を取ることができている。

課題

- 支援が必要な方の早期発見・支援に向けて制度の普及啓発、相談窓口の周知など住民向けの広報が必要。
- 専門職が少なく、後見人の受任調整に困難が生じている。

5

(3)在宅、居住型施設及び介護保険施設等における看取り支援



実施状況

- 在宅医療や看取りについての知識を得、考える機会となるよう、令和4年度に在宅医療・看取りについての講演会を開催した。
- 他機関、多職種間で情報共有を行いやすくするため、在宅看取りのための連携シートの作成に取り組んでいる。

課題

- 人生の最終段階にどのような医療・ケアを受けたいか、実際に家族や医療介護関係者と話し合ったことがない人が多い。
- 家族や医療介護関係者と、どう生きていか、どのような医療・介護を受けたいか話し合う機会を作るためのツール(エンディングノートなど)の検討。



3. 第9期計画について

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握	<p>■項目名を「要介護者等の実態の把握等」に変更。</p> <p>○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市(P25)・県(P67)】</p> <p>○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市(P25)・県(P67)】</p>
(一)被保険者の現状と見込み		
(二)保険給付や地域支援事業の実績把握と分析		●介護情報基盤の活用について追記。【市(P26)】
(三)調査の実施		
(四)地域ケア会議等における課題の検討		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
(三)被保険者の意見の反映		
(四)都道府県との連携	4 市町村への支援	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	5 2040年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	<ul style="list-style-type: none"> ■項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更。【市(P30)・県(P70)】 ●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】
(一)2025年度及び2040年度の推計	(一)2025年度及び2040年度の介護人材等の推計及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】 ○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】 ■項目名を「中長期的な介護人材等の推計及び確保」に変更。【県(P70)】
(二)第8期の目標	(二)第8期の目標	<ul style="list-style-type: none"> ■項目名を「第9期の目標」に変更。 ○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。【市(P31)・県(P71)】
	(三)施設における生活環境の改善	○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を2030年度に更新。【県(P71)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	○医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。【県(P74)】
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和	(七)都道府県障害福祉計画との調和	
	(八)都道府県医療費適正化計画との調和	○医療費適正化計画の見直し(医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供に関する目標等の追加)を踏まえた記載を追加。【県(P75)】
(七)市町村健康増進計画との調和	(九)都道府県健康増進計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和	(十)都道府県住生活基本計画との調和	
(九)市町村地域防災計画との調和	(十一)都道府県地域防災計画との調和	
(十)市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	(十二)都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	
(十一)福祉人材確保指針を踏まえた取組	(十三)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十四)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(十三)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	(十五)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【市(P37)・県(P77)】 ●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【市(P37)・県(P77)】
8 その他	9 その他	
(一)計画期間と作成の時期	(一)計画期間と作成の時期	○第9期計画に時点更新。【市(P37)・県(P77)】
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	<p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。 【市(P38)】</p> <p>○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。 【市(P39)・県(P79)】</p>
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		<p>○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。 【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○混合型特定施設入居者生活介護に係る推定入居定員の算出について、柔軟に設定可能である旨を追記。【県(P79)】</p> <p>○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除。 【市(P40)・県(P80)】</p> <p>○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市(P40)・県(P80)】</p>
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
(一)総合事業の量の見込み		<p>○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】</p> <p>○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】</p>

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み		○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市(P42)】
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	<p>○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市(P44)】</p> <p>●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市(P44)・県(P82)】</p> <p>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市(P44)】</p> <p>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設けることについて記載。【県(P81)】</p>
(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定	(二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	<p>○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市(P45)・県(P82)】</p> <p>○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市(P45)】</p> <p>○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて市町村と議論を行い、国保連合会と連携し、市町村の実情に応じた支援を行うという取組を計画に反映させることが必要であることを追記。【県(P83)】</p>

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
	4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	
	5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	○都道府県指定の介護サービスの事業所が、併せて市町村指定の複合型サービスの指定を受ける場合が見込まれることなども踏まえて、市町村計画との整合性を確保する必要があることについて追記。 【県(P84)】
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
(一)在宅医療・介護連携の推進	(一)在宅医療・介護連携の推進	○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。 【市(P46)・県(P84)】
(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加。【市(P48)】
(四)地域ケア会議の推進	(四)地域ケア会議の推進	
	(五)介護予防の推進	
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。 【市(P49)・県(P86)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
<p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p>	<p>2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p>	<p>○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も追記。【市(P50)】</p> <p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市(P50)】</p>
<p>(一)関係者の意見の反映</p>	<p>(一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</p>	
<p>(二)公募及び協議による事業者の指定</p>	<p>(二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項</p>	
<p>(三)都道府県が行う事業者の指定への関与</p>	<p>(三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項</p>	
<p>(四)報酬の独自設定</p>		
<p>3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策</p>		
<p>(一)地域支援事業に要する費用の額</p>		
<p>(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策</p>		
<p>(三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価</p>		
<p>(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価</p>		

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
<p>4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。 【市(P54)・県(P88)】</p> <p>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記。 【市(P55)・県(P88)】</p> <p>●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。【市(P54)】</p> <p>●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。【県(P89)】</p> <p>○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。【市(P54)・県(P89)】</p> <p>○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。 【市(P55)・県(P89)】</p> <p>○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記【市(P55)・県(P89)】</p> <p>○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。【市(P56)・県(P90)】</p> <p>○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。 【市(P56)・県(P91)】</p> <p>●標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続にかかる負担が軽減される旨を追記。 【市(P56)・県(P91)】</p> <p>○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載【市(P56)・県(P91)】</p> <p>●介護情報基盤の整備について追記。【市(P56)】</p> <p>○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。 【市(P56)】</p>

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○地域密着型サービスについて、区域外指定の事前同意等による広域利用等に係る検討への都道府県の関与について記載。【 県 (P92)】
(一)介護給付等対象サービス		○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。【 市 (P57)・ 県 (P93)】
(二)総合事業		○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記。【 市 (P58)】
(三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記。【 市 (P58)】 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与 ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進(総合相談支援業務の一部委託、ランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置) ○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記。【 市 (P59)】
()高齢者虐待防止対策の推進(新設)		■項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設。【 市 (P60)】 ○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載。【 市 (P60)・ 県 (P92)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	5 認知症施策の推進	
(一)普及啓発・本人発信支援	(一)普及啓発・本人発信支援	
(二)予防	(二)予防	
(三)医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援	(三)医療・ケア・介護サービス	○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記。 【市(P62)】
(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。【市(P62)・県(P95)】
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	7 介護サービス情報の公表に関する事項	○介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表する重要性について追記。【県(P97)】
	○ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)	■項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。【県(P97)】 ○経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県の対応等について追記。【県(P97)】
9 市町村独自事業に関する事項		
(一)保健福祉事業に関する事項		
(二)市町村特別給付に関する事項		
(三)一般会計に関する事項		
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	■項目削除。【市(P65)・県(P97)】
11 災害に対する備えの検討	9 災害に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市(P65)・県(P98)】
12 感染症に対する備えの検討	10 感染症に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市(P65)・県(P98)】